


所管部課	市民部 保険年金課		部長	村上 敏彰		
件名	東大和市国民健康保険事業運営基金条例の一部を改正する条例について					
	区分	○	1. 審議事項	2. 報告事項		
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>平成30年度からの国民健康保険の制度改革により、国民健康保険事業の財政運営に変更が生じた。このため、基金の設置目的及び処分の規定等を改正する必要が生じたことから、国民健康保険事業運営基金条例の一部改正を行う。</p> <p>また、あわせて所要の文言整理を行う。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>①第1条（設置）、第4条（運用基金の処理）、第5条（繰替運用）、第6条（処分）、第7条（委任）における文言整理</p> <p>②第2条（積立て）における積立額の規定の見直し</p> <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>基金による財源の確保により国民健康保険事業の健全な運営を図ることができる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度から 国民健康保険の制度改革（都道府県単位による広域化） 文書課審査済み。 						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>令和元年第3回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。